

## 無線設備規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 改正の内容

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術基準を定めること。

(第十四条、第四十九条の二十九、別表第一号、別表第二号及び別表第三号関係)

二 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の受信設備が副次的に発する電波の限度を定めること。

(第二十四条関係)

三 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術基準を改めること。

(第四十九条の二十八関係)

### 第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 所要の経過措置を設けること。